

## 半田市情報システム最適化推進委員会設置要綱

### (設置)

第1条 半田市行政情報化計画に基づき、情報システムの再構築を効果的かつ計画的に推進し、情報システム全体の最適化を図るため、半田市情報システム最適化推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 推進委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 情報システム最適化事業の進捗状況の把握
- (2) 構築業者の決定
- (3) その他情報システム最適化事業に関して必要な事項

2 推進委員会は、決定した事項を半田市幹部会議等要綱に規定する幹部会議へ報告を行い、了承を得るものとする。

### (組織)

第3条 推進委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。
- 4 委員長に企画部長、副委員長に企画課長を充て、委員には別表第1に掲げる者をもって充てる。

### (情報システム最適化アドバイザー)

第4条 推進委員会は、情報システム全般に関する助言等を受けるため、情報システム最適化アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を置くことができる。

2 アドバイザーは、情報システムに精通している有識者のうちから市長が選任するものとする。

### (会議)

第5条 推進委員会の会議は、委員長が招集し、その会議の議長となる。

2 推進委員会は、必要に応じ会議に関係職員及びアドバイザーを出席させることができる。

### (システム部会の設置)

第6条 推進委員会の補助機関として、別表第2に掲げるシステム部会を設置する。

2 システム部会は、対象システムに係る次の事項を所掌する。

- (1) 各システムの要件定義
- (2) 他システムとの連携調整
- (3) その他対象システムに関して必要な事項
- (4) 前各号の結果の推進委員会への報告

3 システム部会は、部会長及び部員をもって組織する。

4 部会長は、会務を総理する。

5 部会長は、別表第3に掲げる者を充て、部員は、同表に掲げる各課の副主幹又は主査の職にある職員のうちから部会長が選任する者を充てる。

6 部会長は、部員を選任しようとするときは、その所属長と協議のうえ、決定するものとする。

(システム部会の会議)

第7条 システム部会の会議は、部会長が招集し、その会議の議長となる。

2 システム部会は、必要に応じ会議に関係職員を出席させることができる。

(部会連絡会の開催)

第8条 委員長は、他のシステム部会との連携調整等を行うため、部員の属する課等の課長職で組織する部会連絡会を招集することができる。

2 委員長は、部会連絡会の会務を総理する。

(個別システム)

第9条 システム部会に属さない次のシステム（以下「個別システム」という。）に係る要件定義等については、当該個別システムの所管課が企画課と協議して行うものとする。

- (1) 市営住宅システム
- (2) 上水道管理（料金・企業会計）システム
- (3) 下水道負担金システム
- (4) 図書館システム
- (5) 中小企業退職基金管理システム
- (6) 農家台帳システム
- (7) 犬管理・墓地管理システム

2 企画課は、前項の結果を速やかに推進委員会へ報告するものとする。

(庶務)

第10条 推進委員会、システム部会及び部会連絡会の庶務は、企画課において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年9月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年10月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

財政課長、税務課長、市民課長、地域福祉課長、企画課の職員
------------------------------

別表第2（第5条関係）

システム部会	対象システム
住民情報システム部会	住民記録、印鑑登録、外国人登録、住登外、住基ネット、選挙人名簿、学齢簿、国民年金等
税務システム部会	市税、税収納管理、滞納管理、国民健康保険等
福祉システム部会	生活保護、障がい福祉、児童福祉、高齢者福祉、医療福祉、介護保険、健康管理、幼稚園等
財務システム部会	実施計画、予算編成、執行管理、決算管理、業者管理、契約管理、歳入管理、歳出管理、事務事業評価等

別表第3（第5条関係）

システム部会	部会長	部員
住民情報システム部会	市民課長	総務課、市民課、国保年金課、学校教育課の職員
税務システム部会	税務課長	税務課、収納課、国保年金課の職員
福祉システム部会	地域福祉課長	地域福祉課、生活援護課、高齢介護課、国保年金課、子育て支援課、幼児保育課、保健センター、学校教育課の職員
財務システム部会	財政課長	企画課、総務課、財政課、収納課、会計課の職員